

七月一日より製造物責任法(PL法)が施行されることになって、OA業界におけるPL法というものは、一体どんなものなのか、PL法に詳しいキヤノンの渡辺利範課長(左)にわたって掲載いただいた。

※PLとは「Product Liability」が

我が国においても、製造物責任法(Product Liability)が、いよいよ一九九五年七月一日から施行されることになりましたが、一体PLとは何に対する責任なのか、そして、従来の法律とは何が異なるのかなどを簡単に述べ、皆様方の理解の助けとなれはと思っております。

PLとは、「製造物の欠陥により、人の生命、身体または財産に係わる被害が生じた場合における製造業者などの損害賠償責任」のことです。大切な点は、製品の中で部品が壊れたという事実にとどまらず、その製品が原因で拡大された人的・物的な損害に対して負う責任という点です。この

ような考え方は、海外のPL法も同様です。従って、製品が故障して動かない、絵が出ない、製品内部で発煙したが被害が製品内にとどまっているような例は、今回のPL法に基づく責任ではなくて、従来どおり、売った物に「キス」があっ

ユーザーのAさんが、あんなに製品を愛用していたところ、いつもの様に使っていたところ、後からモクモクと煙が出始め、やがて出火し、その火がカーテンに燃え移って火事になったとします。

ここで「事実とは、火事」として、ユーザーが証明すれば、ユーザーが証明すれば、ユーザーは裁判に勝てるようになります。この考え方を「過失責任」と言い、この「過失責任」から「無過失責任」への転換が、今回のPL立法化に伴う最大の姿更点です。

ただ、この無過失責任の考え方は、アメリカでは三十年前から、ヨーロッパでも十年前から定着してきた考え方です。責任主体になる可能性が強いと考えられます。

売す時の責任主体は、その事務機メーカーであって販売代理店ではありません。PL法の目的は、大手事務機メーカーと直接取引(契約)関係のないお客様の被害の保証を明確にすることです。

※世界の傾向と日本の将来製造物責任法を設け、過失を問わず製品の欠陥をベースに損害賠償責任を考えましようというのが世界の一般的な考えです。日本もやっとその仲間入りすると言えましょう。輸出品も国内で売れる製品も基本的には安全性への考え方が一緒になったということです。

# ◎OA機器業界における製造物責任法(PL)について

## キヤノン株式会社

### 品質本部・製品安全部

### PLP推進課課長

## 渡辺 利範

た場合に、売主が負う「キス担保責任」に基づいて対応することになります。※今回のPL法の特徴は、過失責任を問わないこと。それは、国内のPL法の特徴を例を用いて説明します。

「通常有すべき安全性を欠いた状態」と定義されています。また「過失」というのは、人が悪いというのに対して、欠陥というのは

明するのは、ほとんど不可能といえるくらい困難です。この考え方を過失責任とさせていただきます。

考え方は、アメリカでは三十年前から、ヨーロッパでも十年前から定着してきた考え方です。

責任主体になる可能性が強いと考えられます。

PLP推進課課長 渡辺 利範

(1111)

